

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」
ワーキンググループ（労働環境） 第2回会議 議事概要

1 日時

令和元年9月12日（木）午前9時15分から午前10時35分まで

2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

3 出席者

18構成団体のうち15団体

（出席団体）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県（順不同）

4 議事

- （1）在留外国人数等について
- （2）外国人材の労働環境の整備に関する取組等について
- （3）意見交換

5 主な発言内容

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ（労働環境）の第2回会議を開催いたします。

始めに、ワーキンググループ（労働環境）の事務局である愛知県就業促進課の岩井課長からご挨拶申し上げます。

（愛知県（就業促進課））

みなさん、おはようございます。就業促進課長の岩井と申します。

本日は朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

外国人材の受入れに関して環境整備が適切に行われますよう、全国に先駆けて、関係機関の情報共有や相互連携を図ることを目的とした「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」が本年2月に設置され、そのもとに、生活環境、日本語教育、労働環境の3つのワーキンググループを設置し、個別の事業ごとに情報共有を行うこととしています。

本日開催する労働環境ワーキンググループは、外国人材等の労働環境の整備について、情報共有や相互連携を図ることを目的としたものであり、第1回会議を本年3月28日に開催し、今回で2回目となります。

この間、4月には、新たな在留資格「特定技能」を創設する改正出入国管理法が施行されました。法務省の統計では、全国では、特定技能1号の資格で在留する外国人材の方々が出始めてはいるものの、まだまだ少数の状況のようであります。

今後、多くの外国人材が就労することが見込まれていますので、必要と考えられる対応策等の検討などしていくため、本日は皆様に新たな取り組みや認識を改めて情報共有させていただく場とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者でございますが、事務局を含めて15団体の出席をいただいております。東海北陸厚生局様、名古屋市様、それから愛知県経営者協会様にご欠席でございます。

出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

議事(1)及び議事(2)に関するご質問やご意見等につきましては、そのあとの議事(3)の意見交換でお願いしたいと思います。

それでは、議事(1)の「在留外国人数等について」、名古屋出入国在留管理局から説明いただきます。

(名古屋出入国在留管理局)

私からは在留外国人数についてご説明いたしますが、例年、6月末と12月末時点での在留外国人数の統計が本庁から公表されることになっており、例年どおりでいくと、この6月末現在の在留外国人数統計は、9月中旬から10月上旬に発表される予定になっておりますので、もうしばらくすると詳細な統計が出てくるところです。

公表されている資料となると平成30年12月末という話になり、第1回会議でお伝えしていることの繰り返しになってしまうので、名古屋入管独自で数式を組んで抽出してみた令和元年6月末現在の愛知県の在留外国人数をご紹介します。

この数値は、正式な発表統計の数式を組んでいるわけではないので、ずれが生じていると思いますが、ご了承ください。

名古屋入管独自で抽出した統計データによると、令和元年6月末現在の愛知県に在留する外国人者数は約27万2千人です。平成30年12月末では約26万人ということで、この半年で4.6%ほど増加しています。

どの在留資格も伸びているようですが、その中でも技能実習と技術・人文知識・

国際業務がパーセンテージでいきますと2桁の伸びを示しています。

正式な統計ではないので、細かな数値というのはお示しできないため、概数ということでお伝えさせていただきます。

これとは別に、特定技能の外国人者数はどうなっているのかという話になりますが、現在公表されている統計としましては、令和元年6月末現在ということになっており、これから四半期ごとに本庁から結構詳細な数値が発表されます。次回は令和元年9月末現在という統計がこの10月上旬から中旬にかけて公表される予定となっておりますが、これも名古屋入管として調べてみました。

本年9月10日現在で、愛知県に住んでいる特定技能外国人の方は、今後の転入・転出が発生する可能性があるため確実な数字ではないのですが、10数人の特定技能外国人の方が愛知県に住んでおり、分野別で見ますと、介護分野、素形材産業分野、産業機械製造業分野と飲食料品製造業分野で確認できております。

これが9月10日現在ですが、不確定な面もあるため何人というのは、まだお知らせできないのですが、9月末の統計がやはり確たる統計になってきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

在留外国人者数についての報告は、以上になります。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、議事(2)の「外国人材の労働環境の整備に関する取り組み等について」でございます。

各団体におかれまして、2019年度の事業など前回3月28日の会議以降に新たに取り組まれた事業、問題と考えた事案、現状の取り組み等について、ご発言をいただきたいと思っております。

順番につきましては、事務局である名古屋出入国在留管理局から発言し、続いて、愛知労働局様から名簿順にお願いしたいと思っております。

時間の都合もございますので、1団体当たり3分程度でお願いしたいと思っております。

それでは、名古屋出入国在留管理局さん、お願いいたします。

(名古屋出入国在留管理局)

資料1をご覧ください。

表面が案内、裏面が申込用紙になっていますが、名古屋入管では、外国人材の中でも留学生の就職率を上げようということで、本年10月7日から名古屋入管本局のみとなりますが、留学生の就職支援のために専用で事前相談窓口を設置することになっております。

留学生本人のほかに、留学生を受け入れている学校関係者であったり留学生を雇用したいと思っている企業関係者も相談ができる窓口ということで、ファクシミリの場合は、1週間前までに申込みをしていただく必要があります。

1相談者につき1日1回までで最初30分という時間で、特定技能に関するものは、

在留資格を審査しています就労審査第二部門の職員が担当します。

その他の就労資格に関する相談になりますと、その就労資格の審査をしている就労審査第一部門の職員が相談に応じるため、一般的な質問よりも踏み込んだ質問ができるということでこのような窓口を設けますので、皆様ご案内いただき、活用いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(愛知労働局)

資料2に基づいて、説明させていただきます。

特に新しい取組みはございません。

毎年10月末現在の各ハローワークに届出がされた外国人の雇用の状況について、翌年の1月ぐらいに公表しておりますので、現時点では1年前の状況ということで進めさせていただきます。

この資料は、先ほど申し上げた10月現在のデータに基づいて、グラフを作成しています。

各県内事業所においては、外国人の方を雇用した際に、いわゆる雇用保険失業給付の手続きですが、雇用保険の取得という届出を管轄のハローワークに出します。

その際に、外国人の方のお名前だとか、国籍、在留資格、在留期間というようなものを記入して、提出していただきます。

一方、アルバイトとか雇用保険に加入できない1週間の労働時間20時間未満の方は、3号という様式を使って、個別に届出をしていただきます。

その届出されたものを10月末で集計して、1月に公表というような流れになっています。

資料の下側の右下に1ページと書いたところをご覧くださいと、明らかに外国人の労働者数は増えておりまして、青い折れ線グラフの平成25年を見ていただくと、約1万事業所が雇用していたのが、平成30年だと1万7千を超える事業所から届出が出されているということで、かなり増加しております。実際に働く労働者は黄色の棒グラフになっておりますが、5年前が約8万人ぐらいであったものが平成30年には約15万人ということで、この5年間でほぼ倍ぐらいまで増えているという状況がわかると思います。

2ページをご覧くださいと、働いている方の在留資格で見た場合ですが、左側の円グラフをご覧くださいと、身分に基づく在留資格で一番多いのが永住者、次に定住者、日本人の配偶者等といった形で、これら身分に基づく労働者が半数以上を占める状況です。

国籍別で見た場合はその下の3ページの表ですが、ブラジルの方が非常に多いというのが特徴になっております。

次の右上の4ページです。実際に届出がされている地域ですが、名古屋での届出というのが43%、次に尾張、西三河というような形になっております。

ただ誤解があるといけないので注意点ということですが、冒頭に申し上げたよう

に、雇用保険の届出を受けたハローワークということですので、実際には本社が名古屋にあって働いている場所が刈谷とか豊田だとかというような場合は、本社の名古屋で届出をしますので名古屋の数が多いというようなことも十分考えられます。

必ずしも名古屋で働いている方が43%いるということなく、ハローワークに届け出た件数が多いだけで、実際に働いているのが名古屋というわけではございませんので、ご注意をお願いしたいと思います。

あと、主な在留資格の上位10都道府県ということで、5ページの表ですが、特徴的なものは、真ん中にある技能実習で、愛知が全国で一番多い状況です。2位の大阪1万6千人に対して愛知は3万3千人ですので、2位と比べて倍以上多いということで、特にこの技能実習を受けられている方々の雇用環境については、各ハローワークから事業所を訪問して雇用管理の指導を行う職員がおりますので、適正な雇用管理が行われているかどうかということ、今年改正された外国人の雇用に係る指針に基づいて指導していくというような状況です。

簡単ですが、私からは以上です。

(東海農政局)

資料3をご覧ください。

東海農政局は農林水産省の出先ですが、特定技能の担当する分野は、農業分野、飲食料品製造業分野、外食業分野の3分野で、本日はそれぞれの分野の担当者が出席しています。

今日は、来年度予算の概算要求の内容、特定技能の分野別の協議会と技能試験について、説明させていただきます。

資料をめくっていただき、令和2年度予算の概算要求額ですが、農政局が担当している3分野に本省が担当する漁業分野を加えた4分野の合計で、9億2,600万円となります。

事業の内容としては、「外国人材の確保・地域への定着支援」ということで、送出国での情報発信やマッチング、研修・相談交流会の実施、それから「適正な受入れの促進」として受入れ機関への支援を行うことにしており、あとは「技能試験の円滑な実施」ということで、要求が出されております。

協議会の設置についてですが、分野別に協議会と試験についてお話をさせていただきます。

まず農業分野の構成と活動内容ですが、協議会には受入機関も構成員になっていただくこととなっており、受付を本省のホームページ上で行っているのですが、現在、2つの受入機関が構成員となっています。

資料右上の枠内にある運営委員会が協議会のもとで設置されており、地域ブロックでも「地域協議会」を設置することになっております。農業分野では、地域ごとに農畜産物や作業内容が異なっており、きめ細やかな対応が必要であることから、農政局ごとの地区で地域協議会を設置しています。

次のページは、それぞれの設置状況を記載したのですが、全国協議会が昨年度

末に、地域協議会が6月から7月にかけてブロックで設置されています。参考までに、6月27日に東海農政局でも東海地域の農業特定技能協議会を設置していますので、その規約を付けさせていただきます。内容は割愛させていただきます。

資料を2枚めくっていただいて、技能試験についてです。

農業分野ではまだ技能試験は実施しておりませんが、今後、国外試験が10月以降、国内試験が2月から3月に実施予定で準備を進めているところです。

めくっていただいて、最後の2ページになります。

飲食料品製造業と外食業となりますが、この2分野は共同で協議会が設置されており、受入機関と登録支援機関が構成員となることが求められています。開催状況は、昨年度末に設置され、運営協議会の2回目が先月開催されたところです。

2の試験についてですが、飲食料品製造業の国内試験は、10月中旬から始まり、国外試験についても、11月以降フィリピンから開始の予定となっております。

その下の3の外食業となりますが、国内試験が4月から開催され、試験結果も出ており、第5回までの実施が決まっています。国外試験についても、フィリピンやミャンマー、このほか環境が整ったところから順次実施されることとなっております。以上です。

(中部経済産業局)

中部経済産業局から、資料4に基づき説明します。

まず特定技能について説明します。

令和2年度概算要求資料について、資料1ページ目をご覧ください。

5億円を概算要求し、「製造業における外国人材受入れ支援事業」として、多言語対応の相談窓口の運営、受入れ企業に対するセミナーや研修の開催、「協議・連絡会」の運営、製造分野特定技能1号評価試験に係る問題の作成及び翻訳、海外試験を予定しています。

「協議・連絡会」について、資料2ページ目をご覧ください。

経済産業省では3月26日に設立会議を開催し、現時点で受入機関11社が入会済みです。経済産業省では「協議・連絡会」を全国で1つ設置しています。

特定技能外国人の試験について、資料3ページ目をご覧ください。

経済産業省では「製造分野特定技能1号評価試験」を、国外5か国、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイで今年度中に実施を予定しています。実施時期は未定です。

資料4ページ目をご覧ください。製造3分野における相談窓口として、中小企業向けと外国人従業員向けをそれぞれ設置しました。

中小企業向け相談窓口は、電話相談のほか、事前予約制で対面相談も受け付けています。当地域では、ささしまライブに窓口を設置しています。

外国人従業員向け相談窓口は、電話による多言語コールセンターのほか、中部国際空港に対面相談窓口を設置しています。

特定技能に関する取組みは以上です。

続きまして、留学生に関する取組でございます。資料につきましては5ページをご覧ください。

これまでの取組3点と今後の取組みを2点掲載していますが、まずご報告させていただきたいのは、「これまでの取組」の中の3点目にあります「日本の大学等を卒業した留学生の就職支援に向けた特定活動」の告示改正の事業者への普及を積極的に行っていくということです。

例えば工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に伝達指導しつつ、自らもラインに入っていく場合が本制度で活動が認められる事例となります。

本制度は、大学卒業とか高い日本語能力を有している方が対象であり、特定活動として留学生の就職、活躍の場が広がるということで、本件については、「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」や中小企業庁の「ミラサポ」というサイトにおいて中小企業・小規模事業者向けにご案内し、各地域で選定されている「地域未来牽引企業」、経済産業省が選定した約3,700社の地域中核企業向けにメルマガ等を通じて本制度の周知を実施させていただいています。

続きまして、「今後の取組」の「採用プロセス・採用後の待遇の多様化に向けたベストプラクティスの構築・横展開」は、今現在、文科省、厚労省、経産省の共同事務局という形でプロジェクトチームが8月に立ち上がっており、留学生の採用及び採用後の活躍に向けた検討が実施されているところです。

全国の先進事例などの取組、外国人材の育成や定着に向けた取組を企業ヒアリングさせていただきまして、今年度中に産学官の議論の取りまとめと合わせて周知をさせていただくことにしています。

8月に会合が立ち上がり、月1回のペースで産学官の皆様にご議論いただいております。資料については随時、経済産業省のホームページにアップされていきますので、是非ご覧いただけたらと思います。

産学官連携の委員には、日本経済団体連合会や日本商工会議所にお入りいただき、議論を進めさせていただいております。このプロジェクトチームに関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学が連携しまして、日本の優秀な外国人材の獲得につながるような採用プロセスや採用後の待遇の環境整備に向けた検討を進めているところです。

「今後の取組」の2点目、「中小企業等の手続き簡素化に向けた検討」については、総合的対応策の拡充の一環で、在留資格手続簡素化の対象となる中小企業等の拡大の検討を関連省庁と連携しながら、現在検討中です。

「これまでの取組」中、「高度外国人材活躍推進ポータルサイトの開設」や「外国人起業活動促進事業の創設・運用」につきましては、資料を付けていますので、ご覧いただければと思いますが、外国人起業活動促進事業のプログラムに関しては、本年3月に経済産業省が愛知県のプログラムを認定していますので、この地域においても、この制度を活用いただき、外国人の起業活動が活発化していくものと考えています。

以上です。

(中部地方整備局)

中部地方整備局からは、建設分野における外国人材の受入れについて、説明させていただきます。

まずは、建設分野特有の特徴から簡単にご説明させていただきます。資料の2ページになります。

建設業は、従事する工事によって、いわゆる現場の技能者、建設技能者の就労場所が変わったりすることで、雇用主による監理の目が行き届きにくいということや、報酬の支払いが日給制だったり時給制が主流であることから、季節や工事受注状況による仕事の繁閑の問題で報酬が変動するという、いろいろな実態があるということで、外国人向けには特に適正な就労環境確保の配慮が必要であります。

そのために業種の特徴を踏まえ、建設分野におきましては、業種横断的な要件に加え、独自の基準として、資料の下半分のフロー図の真ん中あたりで「入国審査(法務大臣)」と書いてありますけれども、その前に受入計画の審査を独自に国交省で行っております。この受入計画を受入企業が作成し、国土交通大臣の認定を受けなければならないという仕組みになっています。

次のページですが、そういった特徴があることから、3月以降の試みとして、4月、5月に各地方の主要都市において、建設分野における外国人材の受入れに係る説明会を開催したところです。

最近の動きとしては、4ページですが、特定技能の関係で国交省で独自にやっている受入計画につきまして、5社9人に対して受入計画を認定しました。

これから出入国在留管理庁において入国審査が行われることとなりますので、完全に受入れが決定したというわけではありませんが、具体的な動きが進んでいるということで、情報提供させていただきました。

以上です。

(中部運輸局)

中部運輸局からは、造船と自動車整備と宿泊の3分野の状況についてご説明します。

造船については、資料を用意しました。資料6をご覧ください。

中部運輸局管内の6県の外国人技能実習生と特定活動者の数は、今年の4月時点で、管内では約800名、愛知県でだいたい450名ということで、前年に比べて150名ぐらい増え、かなりの方を受け入れている状況です。

また、特定技能制度への期待が非常に大きいということもあり、下にも書いてありますけれども、運輸局が関連する職種すべてについて説明会を行っていますが、中小企業の方が多いため説明会だけではなかなか伝わらないということで、1社あたり1時間ぐらいの相談会を愛知県と静岡県で行っている状況です。

特定技能への移行の話ですが、特定活動という形でオリンピック・パラリンピッ

クの採用を時限措置として2020年まで一応受け入れているということで、技能実習が終わった後に皆が特定活動に移行しているというのが現状であり、特定技能へ本格的に移行するのは2年後ぐらいかなと思っています。

一方、技能実習から特定技能に変更したいという人もおられたので、次ページの国土交通本省のプレス発表にありますけれども、長崎県で技能実習からの変更が3名について認定されたということです。

ただ、かなりレアなケースではありますので、本格的なものは2年後以降から行われる予定です。

ということで、試験等についても一応、年度内に予定はしておりますが、本格的な試験はやはり2年後からになると考えています。

自動車整備分野に関しては、特に資料はありませんが、トピックを口頭で話したいと思います。

自動車整備分野においても、4月16日に名古屋出入国在留管理局と連携して、特定技能の受入れの説明会を実施し、70名ほどの出席があり、制度設計については名古屋出入国在留管理局様が、分野別の手続き関係を私どもが説明をいたしました。

また、本省において、6月19日に第1回の自動車整備分野の協議会が開催され、今後、定期的開催する予定となっております。なお、協議会構成員として、愛知県内の機関の登録実績はありませんが、全国では8月末時点で受入機関として8社、登録支援機関として1社が登録されております。ただし、実際に外国人材を受入れた事例はまだありません。

宿泊分野に関しては、4月に試験が開催され、名古屋では合格者が31名出ております。2回目の試験が10月6日に開催される予定となっております。

以上でございます。

(愛知県商工会議所連合会)

愛知県商工会議所連合会は、県内の22の商工会議所で構成されておまして、専属の職員がいないことから、事業者向けの自主事業というものはほとんどなく、日頃は会議とか要望活動を中心に行っております。

3月28日の第1回会議以降の事業ということではご紹介できるものはありませんが、現状取り組んでいる情報発信事業としては、愛知県が実施しています無料相談窓口の紹介であったりとか、JETROとかで取り組んでいる高度外国人材活躍推進ポータルサイト、あとは、県の留学生のインターンシップというものを、積極的に県内の中小事業者を中心とする会員事業所に情報提供することで、機会の創出と気づきを持っていただくようにしております。

総論としては、やはり中小企業は人材不足が大変厳しいということで、外国人材の確保は、今後の海外進出という意味でもキーマンとなる人材なので、皆様方の引き続きのご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(愛知県商工会連合会)

4月からの新しい動きということですが、商工会は県内で57か所あり、そのうち3か所が技能実習生の監理機関をやっている中で、まだ申請途中ですが新たに今回1か所、監理機関の届出を出している状況です。

また、特定技能の受入機関につきましては、既存の実習生を対象とする監理機関ではまだ届出をしている様子がないということもあり、実習生制度のほうがまだ利用しやすいという状況にあります。

半年経ちました状況をご報告させていただきました。

(中部経済連合会)

中経連は、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の中部5県の約780の企業・学校法人・経済団体が会員として参画する団体です。

会員との懇談会を通じて啓発活動等を実施していますが、今後も増加する外国人の方々にこれからの日本の産業・経済を継続的につないでいただくため、受け入れる側がそれぞれの背景や多様性に配慮して環境整備を進めることが大事だと考えております。

このような視点のもと、例えば南海トラフ等の地震災害発生時にしっかり避難できる指示や環境整備、更には日常の事故防止安全対策における日々の安全教育等を実施すべきということと、日常の休憩や食事の取り方等も含めて配慮していくことが必要だと考えています。

また、受入れ側の企業に対して、そのような視点での支援や情報の共有化が非常に大事だと思っており、今後取組みを検討していければと考えているところです。以上です。

(愛知県中小企業団体中央会)

愛知県中小企業団体中央会は、中小企業者で組織されている事業共同組合を始めとする各種組合を会員とし、組合の設立から運営指導、解散の手續等を支援させていただいており、会員数は8月末現在で1,109です。

そのうち、外国人関連でいいますと、定款に外国人技能実習生の受入れを記載している事業協同組合の数としては、現在226会員です。

また、新たに事業協同組合を設立して外国人技能実習生の受入れを行いたいという相談も非常に多くあり、昨年度の実績を紹介させていただくと、組合を作りたいという新規の設立相談自体は減っていますが110件あり、そのうち外国人技能実習生の受入れを希望しているものは7割を超える81件でした。

外国人技能実習生に関する本会の事業としては、長時間労働や賃金の未払いなどの労働関係法令違反等の不正行為や労働災害を未然に防ぎ、法令を遵守して外国人技能実習制度を適正に活用してもらうことを目的として、平成18年度から、外国人技能実習生の共同受入れ事業を行う監理団体と実習実施機関を対象として、コンプライアンスセミナーの開催と現地での訪問支援を行っております。

今年度も、コンプライアンスセミナーを2回開催する予定で、具体的な日程についてはまだ確定していませんが、おおよそ11月と1月ぐらいに開催する方向で、ただいま内容の検討をしているところです。

一方、訪問支援につきましては、今年度は、38組合38企業に対して実施する予定です。

訪問する際には、社会保険労務士にも同行いただき、より専門的な見地からの指導や助言を行っていく予定ですが、特定技能の分野についても、現状の支援業務において、組合や企業に受入れを希望するかどうかというヒアリング等々も行わせていただく予定です。

本会からは以上です。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会)

連合愛知は、愛知県下の労働組合で構成されている組織です。

連合愛知の新しい取組として1つご紹介させていただきたいのは、資料7ですが、私どもは労働相談を行っており、外国人のために何かできないかということがあったことから、急遽、既存のものに英語で併記という形のチラシを作成しました。

今、愛知労働局さん等で置かせていただき周知しているのですが、もしこれを設置していただけたところがありましたら、ぜひご協力をお願いしたいというのが1点です。

そのほか、要望をさせていただきたいことがございます。

技能実習生に関する法令違反がまだまだ後を絶たない状況ですが、内容を見ますと、実習生がおかしいと思って監理団体に訴えても、そこから会社に伝えて改善してもらえなかったとか、法を守っていると経営者、社長は思っている、実は現場では違法なことをやっていたということがあることから、ぜひとも実習生の声を聞くような仕組みを作っていただけないかと思っています。

例えば、機構さんとか労働局さんが実地検査する際に、その場の様子や資料を見るだけでなく、実習者に何か困ったことはないかと聞くような機会を作るとか、それぞれ企業や事業場において、職場で困ったことはないかと直接働いている実習生に聞くような体制、相談する仕組みをつくるように、経営者団体から指導をお願いしたいと思っています。

加えて、事例を見ないと自分がやっていることが間違っているということがわかりにくいものですから、ぜひ違反の事例を周知していただいて、このようなことをやってはいけないというような意識を高めるような取組みを各所でお願いしたいということが1点です。

もう1点は、企業向けであったり労働者向けであったりさまざまな相談窓口が設置されているのですが、どこがどんな相談をやっているのかがわかりにくいと私どもは思うものですから、窓口の一覧表とか対応内容がわかるものを、生活ワーキンググループのほうも含めて全体で、相談窓口冊子、リスト、ホームページへ掲載など何でも結構ですので、困った方がいるときにどこへ相談したらよいかのわかる

ようなものがあればご提供いただきたいと思いますし、なければ作っていただくような取組みをお願いできないかなと思っております。

以上でございます。

(外国人技能実習機構名古屋事務所)

まず、統計的なことですが、私ども名古屋事務所では、認定課で在留資格を得る前段階である技能実習計画の認定業務をやっており、平成29年11月1日以降にいわゆる認定を通知した件数は、8月23日現在、12万1,123件で、うち介護が565件で、全国の約20%の件数を処理しています。

また、愛知県内の監理団体ですが、人数枠の拡充とか3号の受入れができるいわゆる優良監理団体といわれている一般監理団体は119団体、うち介護ができるのが28、今までどおりの1号、2号で枠の拡充も受けられない特定監理団体は125団体、うち介護が19、合計して244団体あり、全国では2,654団体が一般、特定を含めて許可を受けていますので、また監理団体の数においても、愛知県の占める割合が高い状況です。

次に、実習生の保護に関して、実習生の宿泊支援、実習先の変更支援が新法で新たにできた制度ですが、前回の協議会でも話題になりましたミャンマーの方に関しましては、おかげさまで受け入れてもよいという監理団体が見つかり、5名とも新しい実習先で実習をしております。

またその後、フィリピンと中国の方1名ずつ変更ということで宿泊支援を行い、いずれも新しい実習先が見つかり、今のところ本人たちの要望に応えられたという結果になるのですが、保護、宿泊が長期化してしまうケースもありますので、どうやって迅速に保護し宿泊をして実習先の変更まで持っていくかというノウハウの蓄積というのが課題になっております。

本年度から、認定課の中に他の係と兼務で援助係長というポストを作り、また援助担当という職員も配置して、援助業務にも本腰を入れて取り組もうとしております。

恒常的に援助業務があるわけではありませんので、発生したら速やかに対応するというような流れになっております。

新しい制度ということで誰も経験のない業務になるため、今後、職員の育成が急務になってくるといった状態になっております。

次に、指導課の検査に関しては、1年に1回監理団体、3年に1回実習実施者という定期検査と、失踪者が発生した実習実施者に対する検査、それと実習生から申告とか相談があった臨時検査というものを並行して進めているところです。

新法施行となり、昨年度のアメリカの人身取引報告書では、日本は、Tier 2からTier 1に昇格しましたがけれども、今年度になり、NHKとか先日もイギリスのBBCが日本の技能実習制度を取り上げておりましたので、効果的な検査を行って適正化を進めるといったのが非常に重要なことになっております。

本部では母国語相談を行っており、実習生各人に対し、入国審査のときに空港で

技能実習手帳を渡し、母国語相談窓口、電話番号などの案内をしているのですが、なかなか電話をする機会がなかったり、WeChatしか使えないような方もいるため、指導課は、定期検査などの際にできるだけ実習生から直接話を聞くというのが重要であるという認識を持っています。

引き続き、適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(公益財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所)

技能実習制度に加えて特定技能制度が始まったことに合わせ、我々は4月から事業の中に特定技能制度への支援を加えたところです。

名古屋駐在事務所は、全国13か所にある駐在事務所と同様に、まず各受入れをしようという方の当局への申請の支援、具体的には申請書類を点検させていただき、依頼があれば取り次ぐというようなことをやっている過程において、この制度に対する理解とか周知に努めている事業を引き続き継続しています。

合わせて、事務所の業務の大きな部分は、この管内にある団体への訪問事業でございます。その訪問事業を通じて、悩みとかそれぞれの課題とかをお聞きし、必要があれば当局へそれを伝え、ともにその問題を解決しようという取組みを従来から続けておりますが、特定技能に関しても、数々の相談をその場でお受けしている状況です。

特定技能につきましては、まだまだ制度の内容について十分理解がされていないという状況がございます。そういった方々からの要望を受け、個別に説明会をやっており、また県とか各公共団体から依頼があれば、講師の派遣等に応じて制度説明をさせていただいている次第です。

また、名古屋事務所の企画として独自の取組みとしては、外国人技能実習機構様の担当者にお願ひし、この制度に関する説明とか具体的な実地調査における留意点とかをご案内していただくような取組みをしており、この9月末に約120団体を集めた会を予定しています。

技能実習制度を経て特定技能制度に変わる中で、従来から我々が技能実習制度の延長線上でお付き合いしている各国の政府関係窓口に十分にご理解いただけない部分があります。

我々に説明してほしいという要望も賜っていますので、個別の各国の大使館などに対して、セミナーとかも全国で開催し始めているところです。

やはり、外国人実習生、またこれから来られる特定技能外国人当人の制度に関する理解も当然ですが、受け入れる会社とか、合わせて送り出す側の各国の理解も必要かと存じます。

微力ですけれども、各国の大使館等を通じて実態をお伝えしながら、日本に来る前に十分事前にそういった情報持っただき、齟齬がないように、少しでも外国人の方が日本で安心して働けるような環境作りに協力できればよいと思っております。

以上でございます。

(愛知県職業能力開発協会)

愛知県職業能力開発協会では、在留資格が技能実習である実習生に対して、1号技能実習から2号技能実習へ、そして更に3号技能実習へという在留資格変更の節目に受検が義務化されている国家技能検定を実施しています。

本日お配りしております資料8ですが、こちらにつきましては、当協会が独自に作成し、実習生の受入れをしている監理団体等にお渡しをしているもので、これに依拠して、受検申請等を行っていただいております。

受検申請があった監理団体や受入企業に対しましては、実技試験の実施要領あるいは試験問題をできるだけ早く送付しまして、全国的に統一された試験問題で試験を行う国家技能検定であるということと、試験の内容や試験に必要な準備品などを理解していただきまして、受検に向けての訓練や準備に当たっていただくよう働きかけをしています。

技能検定を適切に実施していくこと、それが監理団体や受入企業が技能検定に真摯に向き合っていただくことになり、技能実習生の本来の在留目的である技能実習が正しく行われ、実習生を取り巻く労働環境整備に資することにつながっていけばよいと思っています。

以上です。

(愛知県(就業促進課))

私どもは、定住外国人の雇用促進ということを事業展開しています。

昨年度、3,200ほどの企業に対して外国人雇用に関するアンケート調査を行い、1,400社程度から回答いただきまして、その中で要望が多かった事項について、今年度、予算化しました。

事業内容としては、留意点とか好事例を紹介したマニュアルの作成、外国人雇用の理解を深めるためのセミナー、マッチング機会の提供を図る就職面接会等の開催を予定しています。

資料9-1ですが、私どもも外国人雇用に関する企業の相談窓口を設けています。

7月から窓口を開設して、なかなか周知がうまくいっていないこともあるのか、8月末までの時点、相談件数としては14件、コンサルタント派遣が4件という状況になっております。私どもも引き続き周知を図って参りますが、皆さんにも周知にご協力願えたらと思っています。

また、資料9-2、9-3ですが、午前中に企業に対するセミナーを、午後に面接会を実施させていただくものでございます。11月から開催を予定していますので、また周知をしていただけたらと思います。

就業促進課からは以上です。

(愛知県(産業人材育成課))

私からは、資料9-4「あいち技の伝承士の派遣先を募集します!」という資料に基づいて説明させていただきます。

本事業ですが、機械加工、溶接、調理、理容師等の分野で指導力にすぐれた企業OB等の熟練技能者を「あいち技の伝承士」と名付け、認定登録する「あいち技能伝承バンク」を昨年度創設したところです。

このバンクでは、登録した技の伝承士を、中小企業などからの要請に応じて講師として派遣し、若手技能者などに対する実技指導等を行っているところです。

この事業について、今年度から新たに、外国人技能実習生に対する実技指導を対象に加えて講師を派遣するという制度に充実させたところです。

なお、技能実習生に対する指導については、日本語での指導に限っていますが、現時点で、2社への派遣が決定しております。

技能実習生に対する技能向上支援に関する相談等がございましたら、ぜひ「あいち技の伝承士派遣制度」、「あいち技能伝承バンク」をご紹介いただければ幸いです。

私からは、以上です。

(事務局)

それでは、議事(2)を終わり、続いて意見交換でございます。

各団体様からのご発言に対する質問やご意見、あるいは、今後のワーキンググループへの要望など、ご発言のある方、お願いいたします。

(質問)

技能実習生を監理団体が受け入れるとき、職業紹介事業の許可とか届出は必要でしょうか。

(愛知県中小企業団体中央会)

技能実習制度自体は、何回か法改正をしており、平成28年11月に公布されたものが現行の制度になっているかと思えます。

それ以前は、職業紹介は必要ということで、労働局へ届出とか許可を受けるという形になっていたのですが、その後、今回の法改正の時点で、必要なくなりました。

上部団体の全国中央会で、定款例でそこを削るかどうかについて検討していたのですが、一応、紹介することから、労働局の許可とかは必要ないまでも、そのままにしておこうかというところで、引き続き職業紹介が載っている状況が続いているところです。

(質問)

特定技能の場合は必要ですか。

(愛知県中小企業団体中央会)

特定技能は、必要ということで指導を行っています。

(名古屋出入国在留管理局)

先ほど連合様から事例の紹介という話がありましたが、この9月6日、技能実習計画の認定の取消しと改善命令を出したということが法務省のホームページに載っており、プレスリリースをしております。

認定を取り消したのが4件で、改善命令を出したのは2社となります。

認定を取り消したものについては、実習の予定時間数を大幅に超えて技能実習させていたとか、計画に記載しているよりも高い居住費を取っていたとか、あとは長時間労働であったり割増賃金の不払いということで、認定が取り消されています。

名古屋入管の管内では、富山の会社が発酵食品を製造する設備とか機械を保有していないのに計画の必須作業である発酵作業をやっていることにし、やってなかったということが認められて取り消されています。

これは、機構様の富山の事務所と思うのですが、定期検査で判明したということで、取り消されているところでございます。

9月6日のトピックで、概要等と会社の名前、所在地まで全部出ておりますので、プレスリリースを見ていただければと思います。

以上です。

(事務局)

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言もないようですので、議事(3)につきましては、これで終了させていただきます。

(愛知県)

本日は、ご多忙のところ、誠にありがとうございました。

次回のワーキンググループについては年明けに開催し、その後、本体の協議会が行われるという形になると思います。

年明けのワーキンググループでは、もう少し実態のいろいろな問題が浮き出て、苦労している話とかを本体の協議会に上げることができればと思っておりますので、いろいろな情報をくみ取っていただけたらと思っております。

外国人労働者の環境整備においては、今後、個々の課題について、検討や連携を引き続き皆様と行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。